

令和 7 年度

普通財産売払いに係る

一般競争入札参加者募集要項

【入札参加申込受付期間】

令和 8 年 1 月 13 日 (火) ~

令和 8 年 1 月 30 日 (金)

- この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。この要項に基づき提出する全ての書類は、黒色のボールペンを用い、記入してください。
- 入札に参加を希望される方は、この募集要項をよく読み、内容を十分把握した上で、ご参加ください。

令和 8 年 2 月 実施

岩国市総合政策部施設経営課

目 次

1	一般競争入札の公告から売払物件の引渡しまでの流れ	1
2	売払いの目的	2
3	売払物件の概要	2
4	入札参加資格	2
5	禁止事項等	2
6	入札参加申込み	3
7	入札参加資格の通知	3
8	入札保証金	4
9	入札	4
10	開札	5
11	重要土地等調査法に基づく届出	6
12	契約	6
13	売買代金の納付	6
14	所有権移転及び売払物件の引渡し	6
15	その他	7
16	提出書類等	
《様式集》		
	一般競争入札参加申込書（様式1）	8
	普通財産売払いに係る一般競争入札に関する誓約書（様式2）	9
	役員等名簿（様式3）	10
	代表者選任届（様式4）	11
	一般競争入札参加資格確認通知書（様式5）	12
	入札書（様式6）	13
	入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（様式7）	14
	指定表紙（様式8）	15
	一般競争入札辞退届（様式9）	16
	委任状（様式10）	17
	開札確認書（様式11）	18
	土地等売買等届出書（様式12）	19
	普通財産売買契約書（様式13）	21
《参考資料》		
	売払物件説明書（参考資料1）	24
	入札書等の書き方（参考資料2）	27
	入札書等の封入方法（参考資料3）	28

1 一般競争入札の公告から売払物件の引渡しまでの流れ

(1) 一般競争入札の公告日

令和8年1月1日（木）

(2) 参加者募集要項の配付開始日

※ 参加募集要項の配付は、令和8年
1月30日（金）までです。

令和8年1月5日（月）

(3) 現地説明会

※ 13時30分から

令和8年1月9日（金）

(4) 入札参加申込みの受付

※ 入札参加を希望する方は、必ず期間
内に申込みを行ってください。

令和8年1月13日（火）～

令和8年1月30日（金）

(5) 入札参加資格の審査

※ 資格審査後、入札参加資格の有無を
通知します。

令和8年2月6日（金）まで

(6) 入札書等の到達期間

※ 入札書等は、期間内に日本郵便株式
会社岩国郵便局留めの一般書留郵便の
方法により提出してください。

令和8年2月10日（火）～

令和8年2月19日（木）

(7) 開札

※ 11時から

令和8年2月20日（金）

(8) 契約の締結

落札決定の日から14日以内

(9) 売買代金の支払期限

契約締結の日から30日以内

(10) 物件の登記・引渡し

※ 売買代金の納入を確認した後、売払物件の引渡し及び所有権移転登記を行います。

◎ 受付・問合せ先

岩国市 総合政策部 施設経営課

〒 740-8585

岩国市今津町一丁目14番51号

TEL : 0827-29-5094

FAX : 0827-24-4209

Eメール : shisetsu@city.iwakuni.lg.jp

2 売払いの目的

岩国市が保有し、将来にわたって利用する見込みのない普通財産を財源の確保を目的に一般競争入札で売払います。

3 売払物件の概要（参考資料1を参照してください。）

物件番号	所在地	地目	面積(m ²)	用途地域	建蔽率(%)	容積率(%)	予定価格(最低入札価格)(円)	現地説明会日時
①	岩国市車町三丁目1012番1	宅地	451.60	第一種住居地域	60	200	23,980,000	1月9日(金) 午後1時30分から

4 入札参加資格

次のいずれかに該当する方は、入札に参加できません。

- (1) 日本国に居住していない者
- (2) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後、2年を経過しない者
- (5) 前号に規定する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体又は当該団体の役職員若しくは構成員
- (8) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条第1項に規定する暴力主義的破壊活動を行った団体又は当該団体の役職員若しくは構成員
- (9) (1)から(8)までに該当する者から委託を受けた者
- (10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者

5 禁止事項等

落札した売払物件について、次に掲げる行為をしてはいけません。

- (1) 売払物件に係る所有権移転登記の完了前に権利義務を第三者に譲渡すること。
- (2) 売買契約締結の日から10年を経過する日までの間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者が利用すること。
- (3) 売買契約締結の日から10年を経過する日までの間、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体又は当該団体の役職員若しくは構成員が利用すること。
- (4) 売買契約締結の日から10年を経過する日までの間、破壊活動防止法第4条第1項に規定する暴力主義的破壊活動を行った団体又は当該団体の役職員若しくは構成員が利用すること。
- (5) 売買契約締結の日から10年を経過する日までの間、風俗営業等の規制及び業務の

適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供する建物敷地として利用すること。

- (6) (2)から(5)までに掲げるもののほか、売買契約締結の日から 10 年を経過するまでの間、市長が適当でないと認める者が利用すること。

なお、売払物件を第三者に譲り渡す場合においては、売買契約締結の前に当該第三者に対し、(2)から(6)までの規定による禁止事項がその残存期間内において適用されることを通知しなければならない。譲渡を受けた第三者がその他の者に売払物件を譲り渡す場合においても同様とする。

※ 禁止事項又は売払物件を第三者に譲り渡す場合における通知の義務に違反した場合は、当該者から売買代金の 3 割に相当する額の違約金を徴収します。

6 入札参加申込み

- (1) 受付期間

令和 8 年 1 月 13 日（火）～令和 8 年 1 月 30 日（金）

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土・日曜は除く。）

- (2) 受付場所

市役所 3 階 総合政策部 施設経営課

- (3) 申込書類（イからエまでは発行後 1 か月以内のもので、写しは不可です。）

ア 一般競争入札参加申込書（**様式 1**）

イ 身分証明書（個人の場合のみ）

・ 本籍所在地の市町村で発行する、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方でないことを証明する証明書

ウ 住民票（法人の場合は履歴事項全部証明書）

エ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）

オ 普通財産売払いに係る一般競争入札に関する誓約書（**様式 2**）

カ 役員等名簿（**様式 3**）（法人の場合に限る。）

キ 代表者選任届（売払物件を共同買受けしたい場合）（**様式 4**）

※ 入札に参加しようとする方は、事前に申込みが必要です。申込書類は郵送でも受け付けますが、受付期間中に受付場所に到達したもののみ有効です。

なお、提出された申込書類は返却しません。

※ 入札申込者が法人の場合、提出される指定様式の氏名欄は、法人の商号又は名称及び代表者役職・氏名を記載してください。以下の 9 入札、10 開札、11 重要土地等調査法に基づく届出、12 契約に係る指定様式も同様です。

※ 共同買受けの場合、イからオまでは共同買受人全員分の提出が必要です。

7 入札参加資格の通知

提出された申込書類等により、入札に参加しようとする方が入札参加資格に適合しているか確認し、その結果を「一般競争入札参加資格確認通知書」（**様式 5**）により通知します。

※ 入札参加資格が「無」と通知された方は、当該入札に参加することはできません。

8 入札保証金

一般競争入札参加資格確認通知書において、入札参加資格が「有」と通知された方で入札に参加される方は、入札しようとする金額の3%以上の金額を市指定の納付書により事前に入札保証金として納付してください。

落札された方の入札保証金は、契約保証金に充当し、落札された方以外の入札保証金は、開札日から30日以内で入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（**様式7**）により口座振替手続きが終了した後に返還いたします。

9 入札

(1) 提出書類（**参考資料2**を参照してください。）

ア 入札書（**様式6**）

イ 入札保証金の納入通知書兼領収証書（一般競争入札参加資格確認通知書において、入札参加資格が「有」と通知された方に送付します。）

ウ 入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（**様式7**）

(2) 封入方法（**参考資料3**を参照してください。）

ア 入札書等の提出に際しては、中封筒及び外封筒を使用し、中封筒は長形3号サイズ、外封筒は角形2号サイズのものを使用してください。

イ 必要事項を記入した入札書を中封筒に入れて封かんし、表面に指定表紙（**様式8**）の【中封筒用】に必要事項を記入して糊付けしてください。

ウ 外封筒にはイで作成した中封筒と入札保証金の納入通知書兼領収証書及び必要事項を記入した入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書を外封筒に入れて封かんし、表面に指定表紙の【外封筒用】に必要事項を記入して糊付けしてください。

なお、入札保証金の納入通知書兼領収証書は、開札後、返却します。

(3) 提出方法

日本郵便株式会社岩国郵便局留めの一般書留郵便の方法により提出してください。

(4) 到達期間

令和8年2月10日（火）～令和8年2月19日（木）

到達期間内に、日本郵便株式会社岩国郵便局に到着することが必要です。

なお、到達期間終了後の入札書については、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

※ 入札書等を提出した日から開札時刻までは、入札を辞退することができます。その場合は、一般競争入札辞退届（**様式9**）を施設経営課に郵送又は持参してください。

（郵送の場合は令和8年2月19日（木）必着）

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。この場合において、無効とした入札書は返却しません。

ア 入札参加資格のない方がした入札

イ 所定の様式によらない入札

- ウ 提出書類に不備がある、又はその書類の記載事項が不明瞭な入札
- エ 指定の提出方法によらない入札
- オ 指定の到達期間内に到達しなかった入札
- カ 同一の物件について、2枚以上の入札をした場合の入札
- キ 入札金額を訂正した入札
- ク 入札保証金を納付しない方又はその金額に不足のある方がした入札
- ケ 参加者募集要項に違反した入札
- コ アからケに掲げるもののほか、市長が適当でないと認める入札

(6) 入札執行の取消し等

入札の執行に当たり不正があると認められるとき、又は特別の事情が発生したときは、入札を延期し、若しくは中止し、又は取り消すことがあります。

10 開札

(1) 開札日及び開札場所

令和8年2月20日（金） 11時から 岩国市役所4階 会議室43

(2) 立会人

開札の立会人は入札者又は入札者から委任を受けた方としますので、指定された日時にお集まりください。ただし、市長が認める特別な事情により立会人がいない場合は、当該立会人に代わり当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとします。

なお、入札者から委任を受けた方が開札に立ち会う場合は、委任状（**様式10**）を提出してください。

また、立会人及び立会人に代わり立会いを行う職員は当該開札終了後、公正かつ適正な開札であったことを確認していただくため、開札確認書（**様式11**）に記入をしていただきます。

※ 開札事務従事者、立会人及び立会人に代わり立会いを行う職員以外の方は、開札会場に入場できません。

(3) 落札者の決定

予定価格（最低入札価格）以上で有効な入札のうち、最高の価格で入札した方を落札者として決定します。

なお、落札者となるべき同価格の入札をした方が複数あるときは、次の方法により落札者を決定します。

ア 同価格の入札者又は入札者から委任を受けた方が全員開札に立ち会っている場合
該当者により直ちにくじを引かせて落札者を決定します。

イ ア以外の場合

市が指定した日時に該当者全員（開札を委任していた場合は受任者とします。）によりくじを引かせて落札者を決定します。

※ くじを引かない方がいる場合は、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

(4) 結果の公表

落札のあった売払物件については、所在地、地目、構造、面積、最低入札価格、

落札金額及び落札者（個人法人の区分のみ）を市のホームページにおいて公表します。

11 重要土地等調査法に基づく届出

重要土地等調査法（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号）をいいます。）に基づく届出の対象物件であるため、落札者の決定後、「土地等売買等届出書（重要土地等調査法施行規則別記様式第三）」（**様式12**）を市と落札者の連名で作成し、内閣総理大臣宛に郵送により届出を行います。この場合において、落札者は、市が土地等売買等届出書の提出を行うことに同意するものとします。

契約の締結は、土地等売買等届出書が内閣府に到着したことを確認した日の翌日以降となります。

12 契約

(1) 契約の締結

落札された方は、落札日から14日以内に市との間で普通財産売買契約書（**様式13**）により契約を締結することになります。この期限までに契約を締結されない場合は、落札は無効となり、入札保証金は返還されません。

(2) 契約保証金

契約締結と同時に、売買代金の10%以上の金額（充当される入札保証金を含む。）を市指定の納付書により契約保証金として納付してください。

なお、納付された契約保証金は、売買代金に充当します。

(3) 契約の費用

契約締結及び履行に関して必要な収入印紙その他一切の費用は、落札された方の負担となります。

13 売買代金の納付

契約締結日から30日以内に、売買代金から契約保証金の額を差し引いた金額を市指定の納付書により納付してください。

この期限までに売買代金が完納されない場合は、契約を解除することになり、契約保証金は返還されません。

14 所有権移転及び売払物件の引渡し

(1) 所有権移転登記

所有権は、売買代金の完納に伴い、市から落札された方に移転します。所有権移転登記は市が行い、登記完了後に登記識別情報通知をお渡しします。

なお、登記に必要な登録免許税その他一切の費用は、落札された方の負担となります。

(2) 売払物件の引渡し

売払物件は、所有権が移転した時に引渡しがあったものとします。

15 その他

- (1) 売払物件は、現状有姿で引渡しますので、必ず事前に入札に参加しようとする方が現地の状況を確認してください。
- (2) 売払物件の利用に当たっては、関係法令等により規制がある場合がありますので、必ず事前に関係機関に確認してください。
また、各種制度につきましても利用できる場合がありますので、事前に関係機関に確認してください。
- (3) 所有権移転後の公租公課は、落札された方の負担となります。
- (4) 落札されなかった物件は、開札の翌日から市長が別に定める期間内に、公募先着順及び宅地建物取引業者の媒介により随意契約で売り払います。
- (5) 本要項に定めのない事項は、関係法令等の定めるところにより処理します。

一般競争入札参加申込書

1 売扱物件の表示

(1) 物件番号 _____

(2) 所在地 _____

(3) 種類 _____ (土地又は建物)

(4) 面積 _____ m²

この物件の売払いに係る入札に参加したいので、一般競争入札による普通財産
売払事業実施要綱及び普通財産売払いに係る一般競争入札参加者募集要項の内容
を全て承知した上で参加します。

令和 年 月 日

岩国市長 福田 良彦 様

住 所 _____

氏名 _____ (印)

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号 _____

※ 印鑑（登録）証明書により証明されている印鑑を押印し、印鑑（登録）証明書を添付
してください。

普通財産売払いに係る一般競争入札に関する誓約書

令和 年 月 日

岩国市長 福田 良彦 様

入札申込者 住 所

商号又は名称

代表者役職・氏名

印

私（注）は、貴市が実施する普通財産一般競争入札に参加するに当たり、次の事項に相違ないことを誓約します。

また、この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議・苦情は一切申し出ません。

なお、入札審査資格の確認のために必要があると認めるときは、申込者（法人の場合は役員などを含む。）について、貴市が岩国警察署に照会することに同意します。

1 次のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 日本国内に居住していない者
- (2) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後、2 年を経過しない者
- (5) (4)に規定する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体又は当該団体の役職員若しくは構成員
- (8) 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）第 4 条第 1 項に規定する暴力主義的破壊活動を行った団体又は当該団体の役職員若しくは構成員
- (9) (1)から(8)までに該当する者から委託を受けた者

2 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和 3 年法律第 84 号）第 13 条第 1 項の規定による届出が必要な売払物件を落札した場合は、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行規則（令和 4 年内閣府令第 56 号）第 4 条第 1 項に規定する届出書を貴市と連名で作成し、当該届出書を貴市が内閣総理大臣に提出することに同意します。

3 貴市の普通財産売払いに係る「普通財産売払いに係る一般競争入札参加者募集要項」、「入札公告」等の各条項を熟覧し、貴市の現地説明などを傾聴し、これらについて全て承知の上参加しますので、後日これらの事柄について貴市に対し一切異議・苦情など申し出ません。

（注） 申込者が個人の場合はその者を、法人の場合はその法人及びその法人の役員をいう。
 法人の役員には、登記又は届出がされていないが事実上経営に参画している者及び岩国市との契約締結の権限を有する支店・営業所の代表が含まれるものとし、役員等名簿を提出するものとする。

※ 印鑑（登録）証明書により証明されている印鑑を押印してください。

役員等名簿

令和 年 月 日

岩国市長 福田 良彦 様

入札申込者 住所

商号又は名称

代表者役職・氏名

(印)

【役員等名簿】

役職名	フリガナ 氏名	生年月日	住民票記載の住所
		平・昭・大 年 月 日	

1 名簿に記載を要する役員の範囲について

(1) 法人の場合は、登記事項証明書に搭載されている役員(代表者及び監査役を含む。)全員及び支店・営業所の代表者を記入してください。

(2) 個人の場合は、その事業主及び支店・営業所の代表者を記入してください。

※ (1) (2)とも、「支店・営業所の代表者」については、岩国市との契約締結の権限を有する者のみが対象です。

2 記入欄が足りない場合は、適宜別紙にて追加等をお願いします。

3 本名簿については、暴力団員等の有無の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。

※ 印鑑（登録）証明書により証明されている印鑑を押印してください。

代表者選任届

令和 年 月 日

岩国市長 福田 良彦 様

私達は、この度、岩国市所有の次の売払物件を共同買受けするため、代表者として

住 所 _____

氏 名 _____

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

を選任し、入札に関する一切の行為を代表させます。

なお、債務は各自連帶して負担します。

1 共同買受けしようとする売払物件

(1) 物件番号 _____

(2) 所在地 _____

(3) 種類 _____ (土地又は建物)

(4) 面積 _____ m²

2 共同買受人

住 所	氏 名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)	印
代表者		

※ 印鑑（登録）証明書により証明されている印鑑を押印してください。

一般競争入札参加資格確認通知書

令和 年 月 日

様

岩国市長 福田 良彦

先に申込みのありました入札の参加資格について、次のとおり確認したので通知します。
開札当日は、この通知書を持参の上、開札時刻までに御参集ください。

また、開札の立会いを委任する場合は委任状（様式第 10 号）も持参してください。

1 売払物件の表示

- (1) 物件番号
- (2) 所在 地
- (3) 種類 (土地又は建物)
- (4) 面積 m²

入札申込者 (代表者)	住 所
	氏 名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者役職・氏名)

入札参加資格の有無	有	・	無
	入札参加資格がないと認めた理由		

開札日時	
開札場所	

入札書

入札名 普通財産売払いに係る一般競争入札

物件番号 _____

所在地 _____

入札 金額	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

一般競争入札による普通財産売払事業実施要綱及び普通財産売払いに係る一般競争入札参加者募集要項の内容を全て承知した上で入札します。

令和 年 月 日

岩国市長 福田 良彦 様

住所 _____

氏名 _____ 印

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

- ※ 数字は算用数字を使用し金額の頭に￥を記入してください。
- ※ 印鑑（登録）証明書により証明されている印鑑を押印してください。

入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

令和 年 月 日

岩国市長 福田 良彦 様

普通財産売払いに係る一般競争入札の入札保証金について、返還事由が生じたとき、次の口座へ還付してください。

なお、開札日から 30 日以内に返還されることについて異議ありません。

入札者	住 所	〒 —			
	氏 名 (法人にあっては名称 及び代表者氏名)				
※ 印鑑(登録)証明書により証明されている印鑑を押印してください。 印					
入札保証金額		金 円			
振込先金融機関			銀行・信用金庫 信用組合・農協 労働金庫	支 店 支 所 出張所	
預金種目		普通・当座	口座番号		
フリガナ					
口座名義人					

入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書について

- 1 振込先口座は、入札者の口座を記入してください。
 - 2 本依頼書は入札保証金の納入通知書兼領収証書とともに、郵送の方法により提出してください。
- なお、落札者が納付した入札保証金については、契約保証金に充当するため返還いたしません。

指 定 表 紙

岩国市総合政策部施設経営課 行

郵便入札用		【中封筒用】
入 札 名		普通財産売払いに係る一般競争入札
物 件 番 号		
所 在 地		
開 札 日		令和 8 年 2 月 20 日 (金)
入札参加者	住 所	
	氏 名	

740-8585

岩国市総合政策部施設経営課 行

日本郵便株式会社
岩国郵便局 「留置」

書 留

バーコード貼り付け位置

郵便入札用		【外封筒用】
入 札 名		普通財産売払いに係る一般競争入札
物 件 番 号		
所 在 地		
開 札 日		令和 8 年 2 月 20 日 (金)
入札参加者	住 所	
	氏 名	

* 点線に沿ってハサミで切り取り、外封筒、中封筒の表に糊付けしてください。

一般競争入札辞退届

令和 年 月 日

岩国市長 福田 良彦 様

住 所 _____

氏 名 _____

(印)

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

※ 印鑑（登録）証明書により証明されている印
鑑を押印してください。

御通知をいただきました入札について入札書を提出しましたが、次の理由により辞退しますので、お届けします。

開札日時 _____

物件番号 _____

所 在 地 _____

辞退理由 _____

委任状

令和 年 月 日

岩国市長 福田 良彦 様

委任者（入札者）

住 所 _____

氏 名 _____

印

（法人にあっては商号又は名称及び代表者役職・氏名）

※ 印鑑（登録）証明書により証明されている印
鑑を押印してください。

次の入札の開札に関する一切の権限を次の者に委任します。

1 物件の表示

(1) 物件番号 _____

(2) 所在地 _____

(3) 種類 _____ (土地又は建物)

(4) 面積 _____ m²

受任者

住 所 _____

氏 名 _____

（法人にあっては商号又は名称及び代表者役職・氏名）

開札確認書

令和 年 月 日

岩国市長 福田 良彦 様

立会人

住 所 _____

氏 名 _____

次の入札の開札に立会し、当該開札が公正かつ適正に実施されたことを認めます。

入札名 普通財産売払いに係る一般競争入札

物件番号 _____

所在地 _____

開札日時 年 月 日 時 分

土地等売買等届出書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

届出者 (譲渡し予定者等)	<u>住 所</u> <u>氏 名</u> <u>連絡先</u>
------------------	--

届出者 (譲受け予定者等)	<u>住 所</u> <u>氏 名</u> <u>国籍等</u> (法人の場合) 府令第5条第1項第2号該当性 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <u>連絡先</u>
------------------	---

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 土地等に関する事項

所在		面積 (床面積)	利用の現況
<input type="checkbox"/> 土地			m ²
<input type="checkbox"/> 建物			m ²

2 所有权等の種別・内容 所有権 の移転 (内容:)
その他()の移転 設定 (内容:)

3 利用目的

4 契約予定期 年 月 日

備 考

- 1 「譲渡し予定者等」とは、「土地等に関する所有権を移転し又は所有権の取得を目的とする権利を移転若しくは設定しようとする者」をいう。
- 2 「譲受け予定者等」とは、「土地等に関する所有権の移転又は所有権の取得を目的とする権利の移転若しくは設定を受けようとする者」をいう。
- 3 「氏名」の欄には、法人にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 「国籍等」の欄には、法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国を記載すること。
- 5 「府令第5条第1項第2号該当性」の欄は、譲受け予定者等が、法人であって、次に掲げる者がその代表者であるもの又はそれらの者がその役員の過半数若しくは議決権の過半数を占めるものに該当する場合は、「該当」にチェック（レ点記入）し、該当しない場合は、「非該当」にチェック（レ点記入）すること。
 - ア 日本の国籍を有しない人
 - イ 外国政府、外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの又はそれらの代表者
 - ウ 外国の法令に基づいて設立された法人
- 6 「所在」の欄には、土地にあっては登記事項証明書に記載された所在及び地番を、建物にあっては登記事項証明書に記載された所在及び家屋番号を記載すること。
- 7 「面積（床面積）」の欄には、土地にあっては登記事項証明書に記載された地積を、建物にあっては登記事項証明書に記載された各階の床面積の合計を記載すること。
- 8 「利用の現況」の欄には、土地にあっては登記事項証明書に記載された地目（田、畠、宅地、山林等）を、建物にあっては登記事項証明書に記載された種類（居宅、店舗、共同住宅、事務所等）を参考に、利用の実態に即して、土地等の利用の現況を記載すること。
- 9 「所有権等の種別・内容」の欄は、該当する権利等にチェック（レ点記入）すること。
- 10 「利用目的」の欄には、権利の移転又は設定後における当該土地等の利用目的を記載すること。

普通財産売買契約書

売扱人岩国市（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により普通財産の売買契約を締結した。

（売買物件）

第1条 売買物件は、次のとおりとする。

区分	所 在	地 番	地目又は構造	数 量(m ²)	備 考

（売買代金）

第2条 売買代金（以下「代金」という。）の額は、金 円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、この契約締結と同時に、契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。

- 2 前項の契約保証金（以下「契約保証金」という。）には、利息を付さない。
- 3 契約保証金は、第11条及び第12条に定める損害賠償金及び違約金の予定又はその一部と解釈しないものとする。
- 4 甲は、乙が次条に規定する義務を履行したときは、契約保証金を代金に充当する。
- 5 甲は、乙が次条に規定する義務を履行しないときは、第10条の規定に基づき契約を解除し、契約保証金を甲に帰属させることができる。

（代金の支払）

第4条 乙は、代金のうち契約保証金を除いた額金 円を甲の発行する納付書により 年 月 日までに甲に支払わなければならない。

（所有権の移転及び登記の嘱託）

第5条 売買物件の所有権は、乙が代金を完納した時に乙に移転するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により売買物件の所有権が甲から乙に移転し、乙から所有権移転登記に要する登録免許税相当額の現金（未使用の同額面の収入印紙をもってこれに代えることができる。）の提出があったときは、速やかに所有権移転登記の嘱託を行うものとする。この場合において、登記に要する登録免許税その他一切の費用は、乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第6条 売買物件は、前条第1項の規定により所有権が乙に移転した時に引渡しがあったものとする。

（遅延利息）

第7条 乙は、第4条に規定する期日までに代金を完納しなかったときは、岩国市督促手数料及び滞金徴収条例（平成18年条例第99号）第3条、第4条及び附則第5項に規定する滞金の計算方法により計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならぬ。

い。

(危険負担)

第8条 乙は、この契約締結の時から第5条第1項の規定による売買物件の所有権の移転の時までの間において、当該売買物件が滅失し、又は損傷した場合であっても、甲に対してその代金の減免を請求することができないものとする。ただし、売買物件が滅失し、又は損傷したことが甲の責めに帰すべき理由によるものであるときは、この限りでない。

(契約不適合責任)

第9条 乙は、この契約締結後売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときに、当該契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。ただし、買受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者に該当する場合にあっては、この限りでない。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙がその責めに帰すべき理由によりこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。

(損害賠償)

第11条 乙は、その責めに帰すべき理由によりこの契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならぬ。

(禁止事項等)

第12条 乙は、落札した売払物件について、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 売払物件に係る所有権移転登記の完了前に権利義務を第三者に譲渡すること。
- (2) 売買契約締結の日から10年を経過する日までの間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者が利用すること。
- (3) 売買契約締結の日から10年を経過する日までの間、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体又は当該団体の役職員若しくは構成員が利用すること。
- (4) 売買契約締結の日から10年を経過する日までの間、破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条第1項に規定する暴力主義的破壊活動を行った団体又は当該団体の役職員若しくは構成員が利用すること。
- (5) 売買契約締結の日から10年を経過する日までの間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供する建物敷地として利用すること。
- (6) 第2号から第5号までに掲げるもののほか、売買契約締結の日から10年を経過する

- 日までの間、甲が適当でないと認める者が利用すること。
- 2 乙は、売払物件を第三者に譲り渡す場合においては、売買契約締結の前に当該第三者に対し、前項第2号から第6号までの規定による禁止事項がその残存期間内において適用されることを通知しなければならない。譲渡しを受けた第三者がその他の者に売払物件を譲り渡す場合においても、同様とする。
- 3 甲は、第1項の規定による禁止事項又は前項の規定による通知の義務に違反する者が生じた場合は、当該者から売買代金の3割に相当する額の違約金を徴することができる。

(実地調査等)

第13条 甲は、前条第1項から第3項までに規定する契約の禁止事項の履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため必要があると認めるとときは、隨時実地調査を行い、乙等に所要の報告を求めることができる。この場合において、乙等はこれを拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(契約の費用)

第14条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の解決)

第15条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第16条 この契約に関する訴えの管轄は、岩国市を管轄区域とする裁判所とする。

(履行の決定)

第17条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上の契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

年　　月　　日

売 払 人　岩国市

岩国市長

買 受 人　住 所

氏 名

売扱物件説明書

物件番号	所在 地
①	岩国市車町三丁目 1012番1

売扱物件詳細説明書

物件①

物件の表示	所在地	岩国市車町三丁目	地番	1012番1	地目	宅地	地積	451.60 m ²											
	実測面積	451.60 m ²	登記簿面積			451.60m ²													
	建物	住居表示																	
		家屋番号				床面積	1階												
		種類及び構造					2階												
	最低売扱価額	23,980,000円																	
	登記簿に記載された事項	所有権に関する事項(甲区) (所有権にかかる権利に関する事項)				所有権以外の権利に関する事項 (乙区)													
	土地	名義人 氏名 岩国市 住所				抵当権者	なし												
	建物	名義人 氏名 住所																	
	法令に基づく制限の概要	区域区分	市街化区域	市街化を促進する区域であり、用途地域等の定めがあります。 開発行為がある場合は、許可を必要とする場合があります。															
	都市計画																		
	用途地域	第一種居住地域	住居の環境を守るための地域です。3,000m ² までの店舗、事務所などは建てられます。																
	建ぺい率	60%	容積率			200%													
	防火地域等	22条区域(屋根不燃区域)																	
	都市計画	川下地区地区計画区域	一般住居ゾーンA地区に該当し、ホテル、旅館等の建築が制限されます。また、かき・さく・塙の高さに制限がかかります。																
	敷地等と道路との関係	(北側)	建築基準法第42条第2項道路 (市道車町13号線)																
		(南側)	建築基準法第42条第1項第1号道路 (市道旭町38号線)																
	重要土地等調査法に基づく区域指定	特別注視区域																	
	その他の制限	景観計画区域																	
		宅地造成等工事規制区域																	
	その他	にぎわい居住区域(居住誘導区域)																	
施設整備状況	施設名	事業所名	電話番号	備考															
	上水道	水道局 工務課	(0827)22-1198	公営水道(北側及び南側道路配管有、要加入金・引込み工事)															
	電気			電気について、現在契約している小売電気事業者はいません。															
	下水道	下水道課 計画班	(0827)29-5143	公共下水無し															
その他																			
<ul style="list-style-type: none"> ・当該土地は重要土地等調査法に基づく特別注視区域内にあり、面積が200m²以上のため、落札後、契約締結までの間に、内閣府に土地等売買等届出書の提出が必要です。 ・目視による確認では、東側隣接地のカーポートの屋根が本物件に越境している可能性がありますが、越境解消については本市は対応しません。 ・当該土地内に存在する工作物(コンクリート擁壁等)は、全て現状有姿のまま売却します。(市はこれらの点検、修繕、撤去、費用負担等は行いません) ・土壤調査、地下埋設物、アスベスト及び地盤に関する調査は行っておりません。落札者により調査が必要と判断された場合、落札者の負担にて調査及び対応を行ってください。 ・開発(建築などを含む。)に当たっては、都市計画法、建築基準法、条例などの規定により、規制があるので、事前に関係機関にご確認ください。 ・当該土地の北側に家庭ごみ集積場所が設置されています。 																			
お問合せ先																			
一般競争入札の手続に関すること			岩国市役所3階	総合政策部施設経営課	(0827)29-5094														
都市計画法に関すること			岩国市役所5階	都市開発部都市計画課	(0827)29-5161														
建築基準法に関すること			岩国市役所5階	都市開発部建築指導課	(0827)29-5165														

①岩国市車町三丁目 1012番1

位置図



平面図



入札書等の書き方

(様式 6)

入札書

入れしようとする物件の
物件番号と所在地を記入

入札名 普通財産売払いに係る一般競争入札

物件番号 △

所在地 岩国市〇〇〇〇 △△番△

入札金額	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
	¥	△	△	△	△	△	△	△	△	

一般競争入札による普通財産売払事業実施要綱及び普通財産売払いに係る
参加者募集要項の内容を全て承知した上で入札します。

令和△△年 △△月 △△日

岩国市長 福田 良彦 様

本入札書の記入日を記入

住所 岩国市今津町一丁目14番51号

氏名 岩国 太郎
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

印鑑(登録)証明書により証明されている印鑑を押印

※ 数字は算用数字を使用し金額の頭に¥を記入してください。
※ 印鑑(登録)証明書により証明されている印鑑を押印してください。

入札される方の住所・氏名
(法人の場合は商号又は名称及び代表者役職・氏名)を記入

(様式 7)

入札保証金返還請求書兼口座振替依頼
入札保証金の納付日を記入

岩国市長 福島 伸彦 様 令和△△年△△月△△日

普通財産充払いに係る一般競争入札の入札保証金について、返還事由が生じたとき、次の口座へ還付してください。

なお、開札日から 30 日以内に返還されることについて異議ありません。

入札者	住所	〒 740 - 8585 岩国市今津町一丁目 14 番 51 号	印鑑(登録)証明書により証明されている印鑑を押印
	氏名 (法人にあっては名称及び代表者氏名)	岩国 太郎	
※ 印鑑(登録)証明書により証明されている印鑑を押印してください。			
入札保証金額		金△△△△△円	
振込先金融機関	○○ 銀行・信託会社・農協 支店 出張所	○○	
預金種別	普通・当座 口座番号	△△△△△△△△	
支拂人	イニヤウ 岩国 太郎		

入札保証金として納付した金額を記入

入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書に記入

1 振込先口座は、入札者の口座を記入してください。
2 本依頼書は入札保証金の納入通知書兼領收証書とともに、郵送の方法により提出してください。
なお、落札者が納付した入札保証金については、契約保証金に充当するため返還いたしません。

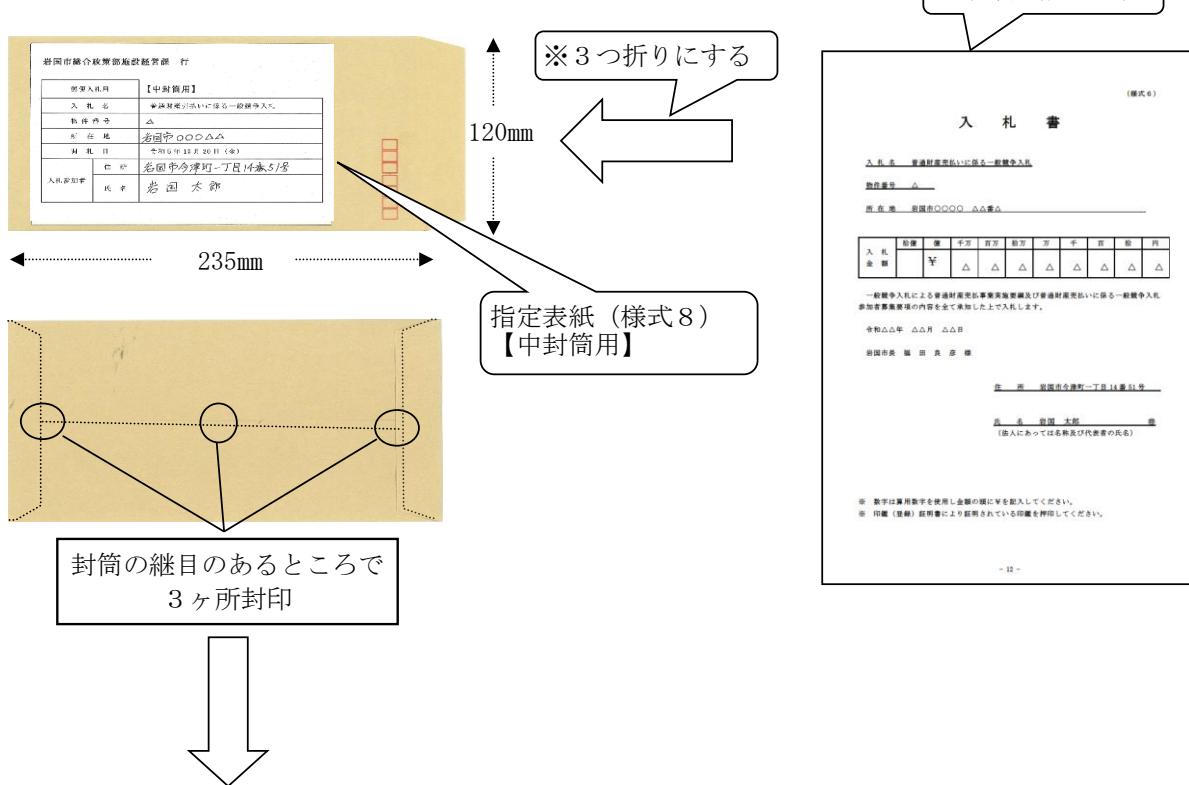
入札される方の口座を記入

入札書等の封入方法

(参考資料3)

- ① 中封筒（長形3号サイズ）に入札書（様式6）を3つ折りにして封入封かん（裏面に3ヶ所封印）し、指定表紙（様式8）の【中封筒用】に必要事項を記入して封筒の表面に糊付けする。

中封筒 長形3号サイズ（裏面に3ヶ所封印）



- ② ①で作成した中封筒、入札保証金納入の証となる納入通知書兼領収証書（写しは不可）及び入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（様式7）を封入し、指定表紙（様式8）の【外封筒用】に必要事項を記入して封筒の表面に糊付けする。

外封筒 角形2号サイズ（裏面の封印は不要）

